

## 指定管理者募集要綱【施設名 当麻町健康福祉施設】

当 麻 町

### 1 施設の名称及び位置

施設の名称	ヘルシーシャトー・ディサービスセンター・保健福祉センター
施設の所在地	当麻町6条西4丁目1361番地8

### 2 申請資格

- (1) 団体であること。
- (2) 団体又はその代表者が次の事項に該当しないこと。
  - ア 法律行為を行う能力を有しない者
  - イ 破産者で復権を得ない者
  - ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、当町における一般競争入札等の参加を制限されている者
  - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
  - オ 指定管理者の指定を管理の委託とみなした場合に、地方自治法第92条の2及び第142条（同条を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者
  - カ 国税及び地方税を滞納している者
  - キ 当麻町暴力団排除条例（平成25年条例第26号）第2条第3号に規定する暴力団関係事業者

### 3 申請受付期間及び受付時間

- (1) 受付期間  
令和7年12月22日（月）から令和8年1月19日（月）まで
- (2) 受付時間  
午前8時30分から午後5時15分まで

### 4 申請書類

- (1) 指定管理者指定申請書（様式1）
- (2) 申請資格を有していることを証する書類

申込資格	書類の内容
2(1)	法人の場合 ・法人登記簿の謄本 ・団体の定款、寄附行為、規約その他これらに相当する書類
	非法人の場合 ・団体の規約

2(2)ア及びイ		法人の場合 非法人の場合	不要 ・代表者の身分証明書
2(2)ウ及びオ			・2(2)ウ及びオに該当しない旨の申立書（様式2）
2(2) カ	国税 及び 地方 税	納税義務がある場合	・納税証明書（この要綱の配布開始日以降に交付されたもの）
		納税義務がない場合	・その旨を記載した申立書（様式2）

- (3) 管理に係る業務の計画書（様式3）
- (4) 管理に係る収支の計画書（様式4）
- (5) 団体の経営状況を説明する書類
  - ・前事業年度の収支（損益）計算書又はこれらに相当する書類（既に財産的取引活動をしている団体のみ）
  - ・前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類（作成しているもののみ）
  - ・現事業年度の収支予算書及び事業計画書又はこれらに相当する書類（既に財産的取引活動をしている団体及び新たにこの施設の管理業務以外の事業を開始する団体のみ）
- (6) 団体の活動内容等を記載した書類
  - ・事業報告書（作成している場合のみ）
  - ・役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類

## 5 管理運営の考え方

### (1) この施設の性格

町民の健康保持に資するための健康増進施設であると同時に、町内外の多数の住民から利用されている当麻町の代表的な観光施設です。また、民間事業者の経営努力や創意工夫により、利用者数の一層の増進を図り、より効率的で効果的な運営が期待できる施設です。

### (2) 休館日及び開館時間

開館時間 午前8時30分から午後10時まで

休館日 12月31日から1月3日まで、特に指定管理者が必要があると認めるときは、これを変更することができる。

### (3) 施設の使用許可について

当麻町健康福祉施設の設置及び管理に関する条例（平成6年条例第15号。以下「設置条例」といいます。）第6条の規定に基づき、使用の許可等を行

ってください。

(4) 施設の使用制限に関する事項

設置条例第7条に定める事項に該当する場合には、利用を制限することができます。

(5) 利用料金について

ア 利用料金制度の採用

地方自治法第244条の2第8項に定める利用料金制度を採用します。

イ 利用料金の額

利用料金の額は、設置条例第9条の規定のとおりです。これを変更しようとするときは、あらかじめ町長の許可を受けなければなりません。

ウ 利用料金の減免

設置条例第10条の規定により、利用料金の減免を行うことができます。

エ 発行済みの回数券の取扱い

すでに発行した回数券は、令和8年度以降も使用することができます。

この使用による利用料金については、利用後に町が精算します。

オ 発行済みの半年券、年間券の取扱い

すでに発行した半年券、年間券の取扱いは、町と指定管理者で協議をいたします。

(6) 施設の管理運営に伴う人員の確保及び資格について

施設の管理運営に必要な人員又は資格者等（危険物取扱者、ボイラー技士、食品衛生管理者、安全運転管理者等）は、指定管理者において配置してください。

(7) 個人情報の取扱いについて

指定管理者には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項の規定により、施設の管理を行うに当たって保有する個人情報の取扱いに関して町と同等の責務（収集の制限、利用及び提供の制限等）が課せられるほか、後日町と締結する協定において、町から利用者に関する個人情報の開示の要求等があった場合には、これに応じなければならない義務が課せられます。

(8) 当麻町情報公開条例の適用について

指定管理者には、当麻町情報公開条例（平成12年条例第1号）第24条の規定により、公文書公開の努力義務が課せられるほか、後日町と締結する協定において、町から管理業務に関する文書等の提出の要求があった場合には、これに応じなければならない義務が課せられます。

(9) 当麻町行政手続条例の適用について

指定管理者は、当麻町行政手続条例（平成9年条例第24号）の規定に該

当するため、利用許可等は同条例の定めに従って行うこととなります。

## 6 指定管理者が行う業務

- (1) 施設の管理運営
- (2) 施設の使用許可等
- (3) 施設の使用料徴収等
- (4) 施設及び付属施設の維持管理
- (5) 施設内レストランの運営管理
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める業務

## 7 指定期間

令和8年4月1日から令和10年3月31日まで（2年間）

## 8 指定管理料

- (1) 単年度の指定管理料の参考となる額（指定管理料の実績）

令和2年度 40,313千円（決算額）

令和3年度 50,997千円（決算額）

令和4年度 52,309千円（決算額）

令和5年度 52,666千円（決算額）

令和6年度 54,772千円（決算額）

※令和2年度は新型コロナウイルスに係る補填含む

※令和3年度～6年度設備工事等による休館に係る補填含む

※詳細は資料（別紙）④施設の収支状況を参照

- (2) 指定管理者が行う業務に要する費用（指定管理料の予算額上限）

令和8年度・9年度における指定管理料の予算額（各年度）上限は次のとおりとします。

「年間80,200千円」

ア. 当麻町議会において予算に関する議決が得られなかった場合は、提案された金額が変更される場合があります。

イ. 指定管理料について、予測のしない収入の減少や支出の増加が発生した場合又は、余剰金が生じた場合は、協議により追加の支給又は、返還を求める場合があります。

## 9 選定基準

- (1) 公の施設として利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 施設の効用を最大限に發揮するものであること。
- (3) 施設の管理運営を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。
- (4) 施設の適切な管理運営及び管理に係る経費の縮減が図られるものである

こと。

10 資料（別紙）

別紙資料の③ヘルシーシャトー・保健福祉センター平面図、④施設の収支状況、⑤施設の利用状況、⑥委託業務仕様書、⑦使用料減免基準については必要に応じ送付いたします。

11 その他

(1) 様式のダウンロードについて

この募集要綱に関する様式は、町のホームページからダウンロードすることができます。

当麻町ホームページ：<http://www.town.tohma.hokkaido.jp>

(2) 申請者からの聞き取り調査について

必要に応じて、申請者から提出書類の内容について聞き取り調査を行います。詳細は後日ご連絡します。

(3) 選定結果等の公表について

申請書類及び選定結果については、公表する場合があります。

12 申請書類の提出(提出部数)及び問い合わせ先

(1) 提出部数 1部

(2) 提出先(問い合わせ先)

当麻町役場保健福祉課健康推進係

住所 〒078-1393 上川郡当麻町3条東2丁目11番1号

TEL 0166 (84) 2111 FAX 0166 (84) 4883